

児童館について

1. 笠間市における児童支援の状況

1) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、保護者が就労等の理由により昼間家庭にいない小学1年生から3年生までを対象とする遊び・生活の場として、市内14小学校のうち13小学校と保育所1か所で午後7時まで実施しています。

2) 放課後子ども教室

放課後児童クラブとは別に、全学年を対象に、市内3か所の小学校（東小、大原小、岩間第三小）で週2日放課後に実施し、スポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などに取り組んでいます。

3) 子ども会活動

子ども会は、現在、市内176地区で結成されており、小中学生合わせて約4,800人が加入しています。市内には166か所の集会施設と13か所の市立地区公民館があり、各子ども会はこれらの地区集会施設等を拠点にいろいろな活動をしています。また、子ども会育成連合会では、矢板市の子ども会との交流会やリーダー研修会など、子どもたちの健全育成と子ども会活動の活発化に取り組んでいます。

4) 子育て支援センター

乳幼児親子の交流や、子育ての不安解消を図る子育て支援センターは、笠間地区でポレポレ内に「みつばち」で週3日、岩間地区は市民センター内に「くりのこ」で週3日、友部地区ではともべ保育所で週1日、みか保育園で週3日（21年度までは週1日）実施しています。

5) 家庭児童相談室

子育て支援や児童の健全育成を図るため、家庭児童相談員（2人）による相談体制を整えており、市役所本所で月曜日～金曜日、笠間支所で週2日、岩間支所で月2日、それぞれ午後に相談を受け付けています。

6) 児童館

笠間市では、放課後児童クラブや子ども会活動が小学校や地区の集会施設を活用して実施されていることもあり、児童館は設置されていません。

近年、子どもの健全育成のためには、健全な遊びの場を提供するとともに、幅広い支援活動を行う複合的な機能をもつ児童館が必要となっており、21年度に策定した、「かさまっ子未来プラン後期計画」において、友部地区での児童館設置を重点施策として位置付けました。

2. 児童館とは

児童館は、18歳未満の子どもを対象に健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し情操をゆたかにすることを目的とした、児童福祉法第40条による児童福祉施設です。地域に密着した小型児童館から広域を対象とする大型児童館まで、全国で約4,700館、茨城県内では53館が設置されています。

3. 児童館の基本的な機能

児童館の基本的な機能として、以下の3つがあげられます。

1) 健全な遊びの場を子どもに提供する機能

遊びは、子どもの成長発達にとってなくてはならない活動であり、遊びを通した仲間関係の中で自己肯定感を育み、自主性、社会性を身につけていきます。異年齢の子どもたちが集う児童館では、遊びの最適な場を提供します。

2) 子育て中の親を支援する機能

社会の変容によって、子育て家庭の孤立化や育児に対する親の不安の波が広がっており、安全で気軽に仲間が交流できる児童館は、乳幼児親子にとって大切な場となっています。児童館では、何気ない子育て相談を日常的に行い、深刻な問題は、必要に応じて専門機関へとつなげていきます。

3) 地域の子育て環境づくりとしての機能

子どもは本来、地域で育っていきます。地域のつながりが希薄になる昨今、子どもたちが地域社会と接点を持つ活動や、子どもを中心とした地域の関係づくりも大変重要なことです。児童館では、母親クラブやボランティアの育成、ネットワークづくり等、地域での子育て環境づくりを進めます。

これらの機能を確保するために、国により児童館の最低基準が定められており、「児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。(児童福祉施設最低基準 第37条第2項)」とされています。

児童館では、地域や子どもたちのニーズに即して多様なプログラムを行います。具体的な活動の事例としては、次のような事業が行われています。

- ・健康・体力増進（運動あそび、食育）
- ・自然体験（キャンプ、農業体験）
- ・創作活動（クラフト、リサイクル工作）
- ・文化活動（子どもによる劇活動、児童劇の鑑賞、映画会、読み聞かせ）
- ・中高生への対応（居場所づくり、ボランティア育成、赤ちゃんとのふれあい事業）
- ・相談・情報提供（子ども家庭相談・援助、子育て情報提供）
- ・そのほか（伝承遊び、IT活用、異年齢交流、他世代交流）